2023 年 10 月 10 日

～毎月 10 日は人権を考える日～

「こども家庭庁」・「こども基本法」と人権

◇こども家庭庁◇

２０２３年４月、こども家庭庁が発足（ほっそく）しました。今まで行われてきた厚生労働省（こうせいろうどうしょう）や内閣府（ないかくふ）、などの政策（せいさく）をこども家庭庁にうつし、こどもや子育て中の人々のための政策を総合的に行うところです。

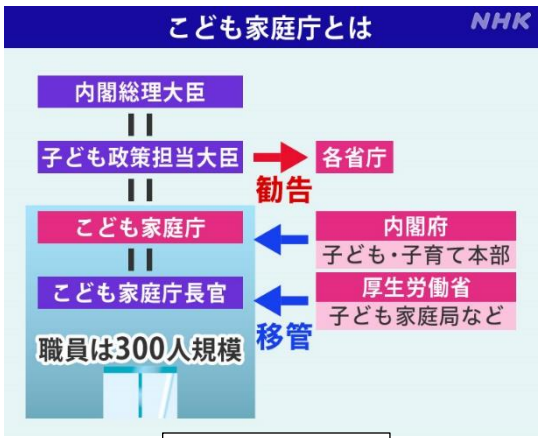

出典：ＮＨＫ

そのために、「こどもまんなかアクション」を行います。こどもや子育て中の人々が気兼ね（きがね）なくいろいろな制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の人々を応援することができるようにすることです。

（こども家庭庁の行う政策の大切なポイント）

① こどもの側に立って、こどもから意見を聴く。

② こどもにとっていちばんの利益を考える。

③ こどもの権利を守る。

◇こども基本法◇

この法律は、すべてのこどもが幸せな生活を送ることができる社会を目指して、その基本的な考え方をはっきりとさせ、社会全体で、こどもに関する取組「こども施策（しさく）」を進めるためにつくられました。

こども施策が大切にしている考え方

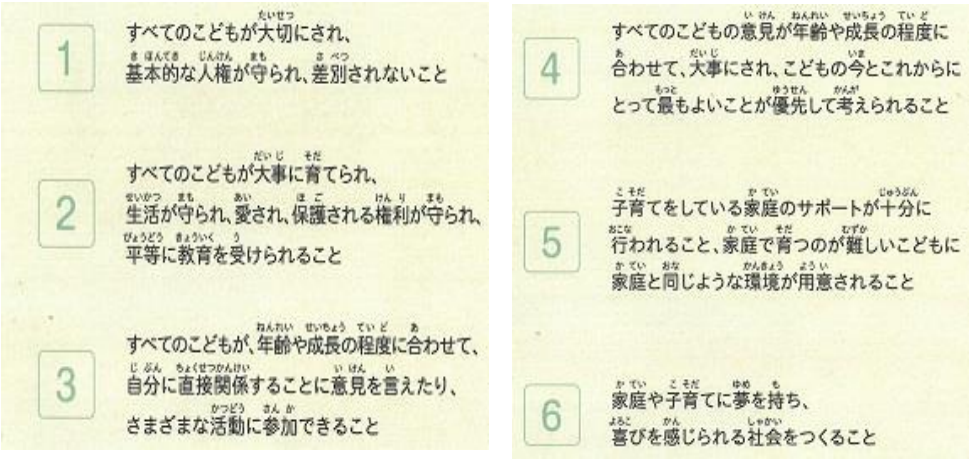

（こども政策のポイント）

- ○　こども、子育て当事者の視点
- ○　全てのこどもの健やかな成長
- ○　誰一人取り残さない支援
- ○　切れ目のない包括的支援
- ○　必要な支援が確実に届く
- ○　エビデンスに基づく政策立案

「子どもの権利条約」（1989 年国連で採択、1994 年批准）

参考：「こども家庭庁」ホームページから

西条市人権教育協議会　　西条市人権擁護課